三	原動機を中間回転数（原動機が最大トルクを発生する回転数（以下この項において「最大トルク発生回転数」という。）をいう。ただし、最大トルク発生回転数が原動機の定格回転数未満の場合においては、中間回転数は定格回転数の六十パーセントの回転数とし、最大トルク発生回転数が原動機の定格回転数の七十五パーセントの回転数を超える場合にあつては、中間回転数は定格回転数の七十五パーセントの回転数とする。以下この表において同じ。）でその負荷を全負荷にして運転している状態	百五十九
四	原動機を三の項の状態から五の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
五	原動機を中間回転数でその負荷を全負荷の五十パーセントにして運転している状態	百六十
六	原動機を五の項の状態から七の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
七	原動機を中間回転数でその負荷を全負荷の七十五パーセントにして運転している状態	百六十二
八	原動機を七の項の状態から九の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
九	原動機を定格出力時の回転数でその負荷を全負荷にして運転している状態	二百四十六
十	原動機を九の項の状態から十一の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
十一	原動機を定格出力時の回転数でその負荷を全負荷の十パーセントにして運転している状態	百六十四
十二	原動機を十一の項の状態から十三の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
十三	原動機を定格出力時の回転数でその負荷を全負荷の七十五パーセントにして運転している状態	二百四十八
十四	原動機を十三の項の状態から十五の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
十五	原動機を定格出力時の回転数でその負荷を全負荷の五十パーセントにして運転している状態	二百四十七
十六	原動機を十五の項の状態から十七の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
十七	原動機を無負荷運転している状態	百二十八

十七　軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のものに係るブローバイガスとして排出される炭化水素の量の許容限度は、当該大型特殊自動車について次の表に定める許容限度を適用する場合には、適用しないことができる。

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）	軽油を燃料とする過給機付の大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスの量に〇・一を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガスの量に〇・九を乗じた値との和で除した値	一キロワット時当たり〇・九グラム（定格出力が五十六キロワット以上五百六十キロワット未満の大型特殊自動車にあつては、一キロワット時当たり〇・二五グラム）

別表第一の二の一酸化炭素の項中「八モードによる測定の」を「八モードによる測定又はRMCによる測定の」に、「NRTCモード」を「NRTC」に改め、同表の非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）の項中「八モードによる測定の」を「八モードによる測定又はRMCによる測定の」に、「NRTCモード」を「NRTC」に改め、同表の炭化水素のブローバイガスとして排出されるものの項中

ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車	一走行による測定	〇グラム

を

ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車	一走行による測定	〇グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	一走行による測定	〇グラム

に

改め、同表の窒素酸化物の項中「八モードによる測定の」を「八モードによる測定又はRMCによる測定の」に、「NRTCモード」を「NRTC」に、「三・三グラム」を「〇・四グラム」に、「二・〇グラム」を「〇・四グラム」に改め、同表の粒子状物質の項中「八モードによる測定の」を「八モードによる測定又はRMCによる測定の」に、「NRTCモード」を「NRTC」に改め、同表の粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項を削り、同表の備考を次のように改める。

備考

一　平均値とは、当該自動車及び当該自動車と同一の型式であつて既に法第七十五条第四項の検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値をいう。

二　軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のものに係るブローバイガスとして排出される炭化水素の量の許容限度は、当該大型特殊自動車又は小型特殊自動車について次の表に定める許容限度を適用する場合には、適用しないことができる。

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）	軽油を燃料とする過給機付の大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出	一キロワット時当たり〇・七グラム（定格出力が五十六キロワット